

障害程度区分Q&A

【平成19年1月25日】

| 項 目 | 質 問 内 容 | 回 答 |
|------------------|--|--|
| 7 - テ ひどい物忘れ | 知的障害により「理解できない」「覚えられない」場合については、「物忘れ」とは判断しない(ひどい物忘れが「ない」と解釈してよいでしょうか。 | お見込みのとおり。 「知的障害のため、ひどい物忘れが現れることはない」等と特記事項に記載すること。 |
| 9 - 5 入浴の準備片付け | 一連の行為のうち「風呂場の片付け」には、風呂場や浴槽の掃除も含まれるのでしょうか。 | 「風呂場の片付け」は、使用したシャンプーやタオルを元に片付けることを評価するものであり、風呂場の掃除は想定していません。 |
| 9 - 6 買い物 | 「適切に必要な商品を選び」「代金を支払うこと」を評価することになっていますが、「商品を運ぶ(「持つ」「手に取る」)」行為については評価の対照となるのでしょうか。 | 商品を運ぶ(「持つ」「手に取る」)行為についても評価する。一般的にはできるが、一部できないことがある場合には、その行為全体の状況で総合的に判断すること。 |
| 9 - 7 交通機関の利用 | 定期券利用者については、定期券の利用を評価し「できる」と判断するのでしょうか。 | 定期券利用者については、定期券を利用しているので「できる」と判断するのではなく、切符を購入することを想定して判断すること。 |
| 9 - 8 文字の視覚的認識使用 | 視覚(文字が見えるか)のみに着目していると解して良いか。 | お見込みのとおり。 知的障害者で文字の理解が不十分でも、文字が見えていれば「できる」と判断する。 |